

\*\*\*\*\*

t r i p l a 株式会社 定款

\*\*\*\*\*

平成	27年	2月	24日	作成
平成	27年	3月	6日	公証人認証
平成	27年	4月	15日	会社設立
平成	29年	4月	15日	改定
平成	29年	10月	5日	改定
平成	30年	1月	30日	改定
平成	30年	6月	14日	改定
平成	31年	1月	29日	改定
令和	元年	5月	29日	改定
令和	2年	1月	29日	改定
令和	4年	1月	28日	改定
令和	4年	7月	26日	改定
令和	5年	1月	30日	改定

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (商号)

第1条 当社は、t r i p l a株式会社と称し、英文ではt r i p l a Co., Ltd.と表記する。

#### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 人工知能を使ったソリューションの開発・提供及びデータ解析
- 2 インターネットサービス事業
- 3 システムの企画・開発・販売
- 4 各種マーケティングに関する業務及びコンサルティング業
- 5 国内、海外旅行を対象とした旅行企画、旅行手配などの旅行業法に基づく旅業
- 6 ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポートに関する事業
- 7 損害保険代理業
- 8 前各号に附帯又は関連する一切の事業

#### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

#### (機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

#### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

### 第2章 株 式

#### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、18,480,000株とする。

#### (自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

#### (単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

#### (単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- 2 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役 CEO が招集し、議長となる。

- ② 取締役 CEO に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
- ③ 取締役全員に事故があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の普通決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は9名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、CEO（最高経営責任者）1名を選定し、必要に応じて、CTO（最高技術責任者）、CFO（最高財務責任者）、COO（最高執行責任者）各1名を選定することができる。

(代表取締役)

第22条 取締役会の決議をもって、取締役の中から会社を代表する取締役を定める。

(取締役会の招集及び議長)

第23条 取締役会は取締役CEOが招集し、議長となる。

- ② 取締役CEOに事故があるときは取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任の免除)

第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の排斥期間)

第40条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 第7章 附 則

(法令の準拠)

第1条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上